

山口県報

令和7年
9月5日
(金曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課)……………一
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
しななければならない区域の指定(環境政策課)……………二

○公告

土地改良区の役員届出(農村整備課)……………三



山口県告示第二百八十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和七年九月五日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和七年九月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 東ソー株式会社

住 所 周南市開成町四五六〇番地

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 東ソー株式会社南陽事業所

所在地 周南市開成町四五六〇番地

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法
	能 (m^3 / 日)力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	
三七ー夕	二九	令和七、一 年十一月、一	令和八、三〇 年十一月、一	連 続 二四時間 使用時間 隔りの使用 間 一日的た 時の使用 間 季節的変 動の概要 変動なし

備考 「三七ー夕」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和七年九月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 形質変更時要届出区域

宇部市大字沖宇部字沖ノ山五二五四の一一の一部

二 特定有害物質の種類

セレン及びその化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当

土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。



（二五八）土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

令和七年九月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

就任した役員

土地改良区	土地改良区 の名称	理事 の別	氏 名	住 所
下関市豊田町土地改良区		理事	下村 浩昭	下関市豊田町大字庭田八八
		監事		

令和七年九月五日印刷

発行人所

山口県知事